

# トマスの感覚論についての一考察

—S.T. I. 17. 2, 3 における—

酒 井 潔

## 序

トマスは『神学大全』第一部第十七問第二項、三項において、「感覚のうちに虚偽は存するか (Utrum in sensu sit falsitas)」、  
「虚偽は知性のうちに存するの  
か (Utrum falsitas sit in intellectu)」という問題を論じている。ここでトマスは感覚 (sensus) について詳細な分析を行っており、そこに彼独自の感覚論が展開されていて非常に興味深い。この両項におけるトマスの議論に基き、彼の感覚論の固有な性格を明らかにしようとするのが本考察の意図である。

本論では、私は、十七問二項、三項のトマスの議論を通じて特に注目される四つのモメントを順次検討しながら、トマスの感覚論の独特な性格を浮かび上がらせて行こうと思う。四つのモメントとは次の如くである：

- 〔1〕 感覚の判断 (二項主文)
- 〔2〕 「共通感覚 (sensus communis)」 (二項主文)
- 〔3〕 感覚への相似によって知性 (intellectus) の働きを説明しようとする (三項主文)
- 〔4〕 感覚と知性の相違点 (三項主文)

## 本 論

### 〔1〕 感覚の判断 (iudicium) について

「判断する (iudicare)」とは、トマスにおいては如何なる働きとして考えられているか。それは、知性が、自らの内にある概念——これは知性の simplex apprehensio によって獲得されてある——が、外界の res に対応 (adaequare) しているということとを主張することであろう。即ち、判断とは {S est P} なる命題において、(S) と (P)

を結合(又は分離)し(*componere, dividere*), かつ《*est*》という現実的實在を措定(*ponere*)する積極的な作用なのである。従って判断は優れて知性(*intellectus*)に帰さるべき働きであるように思われる。

しかるに、十七問第二項においてトマスは感覚(*sensus*)にも判断(*iudicium*)の属することを明確に述べているのである。「故に感覚が物(*res*)を實際有るのとは違つたようにとらえ、或いは判断することから、感覚のうちに虚偽の存するということが生ずる<sup>(1)</sup>。」「しかし共通的に、或いは付帯的に感覚されるものについては、正常な状態にある感覚においても判断は偽となりうる<sup>(2)</sup>」。

では、このような“感覚の行う判断<sup>(3)</sup>”とは具体的に如何なる仕方の判断なのであろうか。残念ながらこの点についてトマスは直接的な説明をしていないようである。だが我々はトマスの議論から推して、彼における感覚の判断なるものの基本的性格として、次の二つの事は確認し得るのではないか。即ち、第一に感覚の判断は先に述べた知性のそれとは異なる仕方の判断であると言えよう。既に第十六問二項で示されたように、感覚は知性のように、自らの認識が対象に妥当すること自体を認識することは出来ない。かかる確認(*verification*)は、命題{*S est P*}における、結合し、分離する働きを前提するが、この働きは知性のみなしうと思われる。とすれば、感覚の判断と言っても、それは「*S*は*P*である」という確認的、主張的な判断ではなく、むしろ感覚の有する無意識的、無自覚的ではあるが、しかし決して盲目ではなく、一定の秩序を備えた働きの如きものをトマスは考えているのではないだろうか。

第二に、感覚に判断作用を属せしめると言う場合、厳密には「固有感覚(*sensus proprius*)」よりも、むしろ本来的には「共通感覚(*sensus communis*)<sup>(5)</sup>」について考えられているのではなからうか、という点である。固有感覚たる視覚や味覚が色や味を知覚する仕方は、いわば鏡が物を写すような極めて直接的、素朴な仕方であって、そこには偽の入り込む余地は無い。そもそも「判断」とか「真、偽」という次元以前のレベルなのである。しかしこれに対し、形や大きさが共通感覚によって知覚される場合には偽が生じ得る、とトマスは考えている。このことは、かかる共通感覚には従って既に何らかの意味で「判断」という契機が入り込んでいることを示すもののように思われるのである。

以上、トマスの言う「感覚の判断」について、一つには、それが知性の判断とは違った仕方の判断であること、もう一つには、それが厳密には共通感覚に属していることの二点を我々は推定してよいであろう。だがこれ以上の具体的、内容的解明は、トマス自身による直接的言及がほとんど無いため、我々としては断念せざるを得ない。かえって我々は、何故トマスが感覚にも判断作用を属せしめようとするのかというその理由こそ考えてみる必要がある。この理由について今結論を先取りして言うならば、それはトマスが、感覚を単に知性から切り離された否定的なものとしてのみ見ようとするのではなく、或る積極的な役割を有すると考えているためではないか、と言うことが出来よう。この見通しは、以下に続く考察に従って次第に確かなるものとなって行くのであるが、我々はそのためにもここでトマスにおける「共通感覚」の問題——これが最初にあげた四つのモメント（→164頁）の内の第二である——へ進むことにしよう。

## 〔2〕「共通感覚」(sensus communis) について

トマスは十七問第二項主文の第一段落を前掲（→165頁註(1)）の文で結んだ後、更に具体的な説明として、感覚についての詳細な分析を行っている。以下、少しそれを見て行こう。

トマスによれば、感覚が物を認識するのは物の類似 (similitudo) が感覚のうちに存する限りにおいてであって、その類似のあり方に三通りがある：第一は、「primo et per se」という仕方で類似が感覚のうちにある場合であって、これはちょうど色の類似が視覚のうちにある場合のように、「固有に感覚されうるもの (sensibilia propria)」の類似にあてはまる。第二は、「per se, sed non primo」という仕方であり、これは例えば視覚の中に形 (figura) や大きさ (magnitudo) やその他「共通に感覚されうるもの (sensibilia communia)」の類似が存する場合である。第三は、「nec primo nec per se, sed per accidens」なる仕方である。例えば視覚の中に「人間」の類似があるとされる場合、それは実は「かかる色のついたもの」に「人間である」ということが付帯 (accidere) する限りにおいてに他ならぬ<sup>(6)</sup>、とトマスは考えている。

以上の三つの場合のうち、第一の場合は言うまでもなく所謂五感たる固有感覚の

場合であり、第二の「共通に感覚されうるもの」を対象とする感覚が、この節で我々が問題とする「共通感覚 (sensus communis)」なのである。

——色 (例えば「白さ」とか味 (例えば「甘さ」) 等がそれぞれ視覚、味覚の固有な対象であるのに対し、形や大きさは一つの外部感覚の固有な対象ではなく、例えば視覚と触覚の両方に「共通に感覚されるもの (sensibilia communia)」であり、その故に又これを知覚する働きは「共通感覚 (sensus communis)」と呼ばれるのである。

では、この共通感覚の積極的な役割はどのようなものであろうか。第七十八問第四項の第二異論解答によると、それには二つあって、一つは「白さ」(視覚の対象)と「甘さ」(味覚の対象)というように異なる固有感覚の対象相互を判別する働きであり、他の一つは感覚の働きそれ自身を認識するという働き——例えば、自分が何物かを見ていることを見るというように——である。<sup>(7)</sup>

共通感覚は、このように五つの外部感覚すべての対象に及んでおり、五感より上位に位置する能力であるとされる。(S. T. I, 1, 3, ad 2)、またそれ以上に、この共通感覚が自らの働きを自覚することが出来るとされている点は重要である。なぜなら、このような自覚的認識は、既に見たように (→165頁, S. T. I, 16, 2)、本来感覚のなし得ぬところであって、優れて知性に属する働きであるように思われるからである。

では、なぜトマスは感覚 (共通感覚) にあえて自覚認識を認めようとするのであろうか。我々はこれについて次の様に言うことが出来るのではないか。即ち、トマスにおいては、感覚と知性は {entweder—oder} という如き仕方で排除し合うとは考えられていない。むしろ両者は互いに重なり合い、浸透し合いながら働いているのであって、両者のこの共働によって形成される働きが正に共通感覚であると言えないだろうか。そして、共通感覚が自らの知覚作用を自覚し得るのも、感覚の働きの中に知性の働きが既に何らかの仕方で浸透していることの現われであらう。また、前節〔1〕で見た、感覚にも或る「判断 (iudicium)」を認めようとするトマスの行き方自体も、このように感覚を知性との相互浸透において見ようとする彼の根本態度から生じて来ている、と思われる。

——なお、感覚に対するトマスのかかる態度は、感覚のうちに存する類似の第三のあり方、即ち「nec primo nec per se, sed per accidens」という場合——<sup>(8)</sup>「付帯

的に感覚されるもの (sensibilia per accidens) の場合についての分析 (→166頁) にも現われている。この場合、視覚自体は「人間」そのものを見ているのではなく、「この色のついたもの」を見ているだけである、とトマスは考えている。とすれば、これを「人間」と見る認識主体はもはや感覚というよりは、既に“知性”と言うべきものではないか。よし感覚だとしても、何らかの意味で知性の助けを借りているのではないか。カント的に言えば、単なる感性的直観ではなく、既に範疇的、悟性的な契機が入りこんでいる、とも言うことが出来よう。もっともしかし、トマスはこの sensibilia per accidens の認識構造についても具体的な説明を与えていないので、我々としてもあまり性急に断じることは出来ない。ただ、いずれにせよ、sensibilia per accidens を認識する働きそのものが可能になるのは、少なくとも感覚と知性が全く無の交渉というのではなく、何らかの仕方に関係しあっているからに他ならない、と結論することは許されるように思われるのである。

### 〔3〕 感覚への相似によって知性の働きを説明しようとする。

これまでの考察を通じて、トマスが感覚を単に消極的なものとして見るのではなく、むしろ積極的なものとして、知性とのからみ合いにおいて位置付けようとしていることが、しだいに明らかになって来たが、かかるトマスの立場は、次の第十七問三項での彼の議論の進め方の中に一層明瞭な形で現われている。すなわち、第三項主文においてトマスは、知性の性質を説明するために、先の第二項やその他の場所で彼が述べている感覚の場合をそのままモデルに用いているのである：「しかるに、感覚が固有に感覚されうるものの類似によって直接形相付けられる (informatur) のと同様に、知性は物の何性 (quidditas rei) の類似によって形相付けられる。従って物の何であるかに関しては知性は欺かれぬ。これはちょうど感覚が固有に感覚されうるものに関して欺かれぬのと同様である」。つまり、このように知性がかかる事柄について判断するのは、正に感覚が、共通に或いは付帯的に感覚されるものについて判断する場合と同様である<sup>(9)</sup>。一見して明らかのように、トマスはここ第三項主文の第二段落の中で、『感覚の場合と同様に、知性の場合も～である』(Sicut sensus ……，(ita) intellectus～) というパターンの論法を三度も用いているのである。しかも、感覚と知性とのこのアナロジーは、かなり精密に考えられていて、

固有感覚には「simplex apprehensio としての知性」が、共通感覚、付帯的感覚<sup>(10)</sup>には「componens et dividens としての知性」が、それぞれ対応している。

トマスがこのような議論の仕方を行なうということは、即ち彼が知性を、感覚から断絶したものと見ず、感覚の働きに類比させて考えていることを示すものに他ならない。知性そのものが既に感覚の働きを何らかの意味で前提している。そもそも人間はこの世界に身体を通して存在している以上、感覚は或る仕方において知性の働き的前提となり、知性は感覚の助けを借りながら働く。また逆に、感覚の働き自体も知性によって何らかの仕方で制約されていると考えられよう。トマスがこのように第十七問二項、三項で行なっている感覚、そして知性の分析が、例えば所謂合理主義的な見方からすれば非常に独特なものとなっているのは、彼が感覚と知性、或いは身体と精神を切断してしまわないからである。このことの根底には、トマスが人間を、神や天使とはあくまで異質なものとして、身体を伴って存在する有限なる人間として見ているということがある。

ところで、以上のようなトマスの行き方とは全く対照的に、感覚を知性から切り離し、単に否定的なものとしてのみ位置付けようとするのがデカルトであり、スピノザである。デカルトは感覚を信頼しない：「確実性は感覚の内に存するのではなく、明証 (évident) な知覚を有する時の悟性 (entendement) の内<sup>(11)</sup>にのみ存する」

(『哲学原理』仏訳者への手紙)。「すなわち、物体ですら本来的には感覚或いは想像力によって知覚されるのではなく、ただ知性 (intellectus) によってのみ知覚されるのだということ、また触れられたり、見られたりすることによって知覚されるのではなく、ただ知性認識されることによってのみ知覚されるのだということが今や私にとって明らかになったのであるから、……」<sup>(12)</sup>(『省察』(二)A. T. VII 34)

かくしてデカルトは、感覚による認識に対し、徹底した懐疑のメスを入れるのである。<sup>(13)</sup>感覚は、不確実な認識をもたらすもの、従って知性によって克服されるべきものとして、知性に対しどこまでも否定的、消極的に位置付けられる。故にデカルトにとっては、ただ知性 (intellectus) だけが、我々が考察を集中すべき対象なのであって、トマスが行なった感覚の詳細な分析などはその必要すら感じられていない、と言ってよいだろう。(なお、このような“感覚切り捨て”は、スピノザにおいて一層強力に押し進められる。<sup>(14)</sup>)

結局デカルトでは、感覚を我々人間の認識作用から切って捨て、知性のみを残すことによって、真理を認識し得る道を我々人間にも確保しようという行き方がとられ、従って感覚と知性の峻別に力点が置かれるのである。

このように真理の場がもっぱら知性の側に制限されることによって、デカルト以降、真理は一般に内主観的、認識論的色彩を強めて行く。これに対し、我々は、トマスが真理ということ、第一義的には存在判断について考えていることに注意する必要がある。トマスでは、人間の知性は正に感覚の働きを通して外界に浸透して行く。つまり、知性は感覚を媒介として、resの本質——可感的世界のいわば奥にある可知的(intelligibilis)な世界——を認識出来るのである。

#### 〔4〕 感覚と知性の相違点

以上見て来たように、トマスでは、感覚と知性は相互に浸透し合って我々人間の認識活動を形成すると考えられているのであるが、だからと言って両者が全く等しい働きであるというわけでは決してない。トマスは、感覚と知性の間に他方では厳然たる相違の存することを明確に述べている。即ち、先に引用した第三項主文中の箇所(→168頁)で、感覚と知性のアナロジーを示したすぐ後に続けて言う。「しかし、既に真理について言われたあの相違が、ここでもやはり保たれている。つまり、虚偽が知性のうちに存在しうるのは、ちょうど真理の場合の如く、単に知性の認識が偽である故だけでなく、知性が自らの偽なる認識を認識している故でもある。これに反し、感覚においては、虚偽は(前項で)言われたように、認識されたものとして(ut cognita)存するのではない<sup>(15)</sup>」。

この点について、トマスは前の第十六問二項でより明確かつ具体的な説明をしている。「それ故真理(veritas)は、知性と物の一致(conformitas)によって定義される。従ってこの一致を認識することが真理を認識すること(cognoscere veritatem)である。しかし、このことを感覚は全く認識しない。すなわち、視覚は可視的なものの類似を持つとはいえ、見られた物と、それについて視覚が自ら把握するところのものとの間に存する対応関係(comparatio)を認識することはない。これに対し、知性は自らが可知的なる物に一致することを認識出来るのである。但し、知性は、

或る物についてそれが「何であるか」を認識する限りにおいては、かかる一致 (conformitas) を把握しない。知性は、物を、知性がその物について把握した形相 (forma) がそうであるように存在していると判断する時、その時知性は第一義的に (primo) 真を認識し、真を言表する (dicit verum) ののである。そしてこのことを知性は、結合し、分離しながら (componendo et dividendo) 行なう<sup>(16)</sup>。

このように、感覚は、真なる知覚を持っている時でも、対象と自らの知覚が一致対応しているか否かを認識出来ないが故に、感覚は自らの認識の客観的妥当性を主張し得ないのである。

これに対して、知性はなるほどその働きの第一段階である「物の何たるか」の認識即ち simplex apprehensio においては、固有感覚の場合と同様、res への一致それ自体を認識することは出来ぬ。しかし知性はその第二段階（結合、分離する働き）として res への一致を認識する。そして正にこの認識にこそ、感覚（＝この場合は共通感覚の自覚的認識作用について先に考察した所（→167頁）を考え合わせるならば、厳密には固有感覚に他ならぬであろう）と知性の決定的な差違が存する、とされるのである。res への一致を自覚し、主張すること、これが勝れた意味で真理の認識、主張なのである。（こうして獲得された真なる命題を土台にして、知性は更にその第三段階として、推論 (ratiocinatio) によって知識を拡張して行く）。

なお、物と知性が対応していることを認識するということは、自分が認識していることを認識するということと、実際は同一の事柄であるように思われる。

さて、以上のように、真理は第一義的には、知性と物の一致即ち真理そのものを認識することの出来る知性の側に存する、とされる。ところで、もし仮に、この「第一義的に」(primo) という語を極度に強くするとすると、真理の性格は intelligible な、認識論的な性格——これは先に見たデカルト的な方向である——へ大きく接近することになる。しかし、そのような解釈をするなら、我々は直ちにトマスの立場から逸脱してしまうことは明らかである。トマスの知性は、繰り返すように、感覚の助けを借りて外界へ出、S と P を結合し、存在 «est» を ponere するという一種の冒険を行う知性であって、デカルトにおけるように<sup>(17)</sup>、外部感覚を切り捨て、どこまでも認識主観の内側にとどまって自己内潜行を専らとするような知性とはあくまで一線を画するからである。



なお、このようなデカルト的知性の持つ宿命的欠陥について、ヤスパースが鋭い指摘をしている：「しかし、純粹思惟は、感性的直観を克服し去ってしまうことによって経験までも失ってしまうのである。純粹思惟は自然から疎遠になって行く」(K. Jaspers, *Descartes und die Philosophie* (1937) S. 80)

## 結 語

以上、『神学大全』第一部十七問第二項、三項におけるトマスの感覚についての分析、議論から、特に注目される四つのモメント〔1〕～〔4〕を追いながら、トマスの感覚論の固有な性格を考察した。

その結果、再三繰り返す如く、トマスにあっては、感覚は決してデカルトやスピノザの場合のように不確実な、それ故排除さるべきものとしては見られず、かえって知性と相浸透し合って働いている、というように考えられていることが明らかになった。感覚と知性が相互に重なり合うエレメントを持つからこそ、感覚にも「判断(iudicium)」が付与され——本論〔1〕、固有感覚(sensus proprius)の上位に「共通感覚(sensus communis)」が指定され——〔2〕、更には固有感覚の働き方から simplex apprehensio としての知性の働きが、共通感覚、付帯的感覚の働き方から componens et dividens としての知性の働きが類推されるのである——〔3〕、と言えよう。

しかしながら、だからと言って我々は、トマスの感覚論を安直に所謂「経験論的」な方向へ矮小化して解してはならない。トマスの議論の根底には、創造(creatio)の巨大な形而上学が横たわっているからである。

さて最後に、感覚についての以上のようなトマスの考え方が、現代の我々にとって持つ意義について触れておきたい。詳しく述べる余裕がもはやないので、結論から要約して言うと、それは、トマスの議論は、我々がこの種の問題に接する際に往々にして陥りやすい二つの極論に対して、良き警鐘となっているということである。即ち、一方感覚をあまり否定的に見すぎると、デカルトやスピノザのように“感覚切り捨て論”になる。その結果、合理的に処理のつく領域だけが考察の対象とされ、取り残された領域は広大な暗闇として放って置かれる。故に体系そのものは明晰判明なものであっても、現実の人間、そして世界から浮き上がった内容空虚な観念の遊戯に墮しかねない。しかしまた他方逆に感覚をあまり重く見すぎると、単

なる経験論、ないし実証主義というだけの議論に陥ってしまうだろう。そうすると、一切の可知的なるもの、非質料的な世界への眼がふさがれてしまいかねず、例えばトマスの創造論、天使論、或いはキリスト論等といった不可避の重要問題について何らの洞察にも至れないという危険を招きやすいように思われるのである。

このように見るならば、感覚にも積極的な役割を認めながら、同時に知性に第一義的な真理の認識 (*cognoscere veritatem*) を帰すトマスの行き方が、今述べた合理主義、経験主義という相反する二つの道に対して持つ意味は、ここに自ずと明らかであると言わねばならぬ。<sup>(18)</sup>

それに加えて又、かかるトマスの考えは、単に上の両方向の間をとるというような折衷的、消極的な動機から発しているのではない、ということに我々は常に留意すべきである。それは、正にトマス自身の創造 (*creatio*) の形而上学から必然的に展開されて出て来るところの根本的、積極的な主張なのである。

#### 註

- (1) *S. T. I, 17, 2 Resp., Unde contingit falsitatem esse in sensu ex hoc quod apprehendit vel iudicat res aliter quam sint....*
- (2) *ibid., De sensibilibus vero communibus et per accidens potest esse falsum iudicium etiam in sensu recte disposito:*
- (3) 上の(1),(2)の他に、*sensus* に *iudicium* を属せしめている例としては *S. T. I, 17, 3, Resp., I, 78, 4, ad 2* 等がある。
- (4) *S. T. I, 16, 2, Resp. (Utrum veritas sit in intellectu componente et dividente.)*
- (5) 感覚 (*sensus*) は更に分析されて  
「固有に感覚されうるもの (*sensibilia propria*)」を対象とする「固有感覚 (*sensus proprius*)」と、「共通に感覚されうるもの (*sensibilia communia*)」を対象とする「共通感覚 (*sensus communis*)」とに区別される。  
「固有感覚」とは「視覚」、「聴覚」、「味覚」、「臭覚」、「触覚」の所謂五感であって、「外部感覚」(*sensus exterius*)とも呼ばれる。  
これに対し、「共通感覚」とは「形」、「大きさ」、「運動」、「静止」、「数」などを知覚する、とされる。後で述べるように(→本文167頁)、五つの外部感覚より上位に位置付けられる。
- (6) *S. T. I, 17, 2, Resp., (物の類似 (similitudo) が感覚のうちに存する三つの仕方について).....Similitudo autem alicuius rei est in sensu tripliciter. Uno modo,*

primo et per se; sicut in visu est similitudo colorum et aliorum propriorum sensibilium. Alio modo, per se, sed non primo; sicut in visu est similitudo figurae vel magnitudinis, et aliorum communium sensibilium. Tertio modo, nec primo nec per se, sed per accidens; sicut in visu est similitudo hominis, non in quantum est homo, sed in quantum huic colorato accidit esse hominem....

- (7) *S. T. I, 78, 4, ad 2, Ad secundum dicendum quod sensus proprius iudicat de sensibili proprio, discernendo ipsum ab aliis quae cadunt sub eodem sensu, sicut discernendo album a nigro vel a viridi. Sed discernere album a dulci non potest neque visus neque gustus: quia oportet quod qui inter aliqua discernet, utrumque cognoscat. Unde oportet ad sensum communem pertinere discretionis iudicium, ad quem referantur, sicut ad communem terminum, omnes apprehensiones sensuum; a quo etiam percipiuntur intentiones sensuum, sicut cum aliquis videt se videre. Hoc enim non potest fieri per sensum proprium, qui non cognoscit nisi formam sensibilis a quo immutatur, in qua immutatione perficitur visio, et ex qua immutatione sequitur alia immutatio in sensu communi, qui visionem percipit.*

- (8)  $\left. \begin{array}{l} \text{sensibilia communia} \\ \text{sensibilia per accidens} \end{array} \right\}$  については Aristoteles, *De Anima*, Chap. 1. 425 a 10~425b 10 を参照

- (9) *S. T. I, 17, 3, Resp., Sicut autem sensus informatur directe similitudine propriorum sensibilium, ita intellectus informatur similitudine quidditatis rei. Unde circa quod quid est intellectus non decipitur: sicut neque sensus circa sensibilia propria.....*

Sic enim se habet intellectus ad iudicandum de huiusmodi, *sicut* sensus ad iudicandum de sensibilibus communibus vel per accidens.

- (10) 「付帯的感覚」(sensus per accidens) という言葉は、第16, 17或いは78問では見あたらないが, *sensibilia propria* を対象とするものとして *sensus proprius* が, *sensibilia communia* を対象とするものとして *sensus communis* があげられている以上, *sensibilia per accidens* を対象とする「sensus per accidens」なる働きを考えることは, きわめて自然であるように思われる。或いはこれは *sensus communis* に含まれてトマスは考えているのかもしれないが。

- (11) Descartes, *Principia Philosophiae*, Lettre de l'auteur à celui qui a traduit le livre, Laquelle peut ici servir de préface, Pléiade 版, p. 561, Toutefois je ne sache point qu'on l'ait entièrement ôtée en faisant voir que *la certitude n'est pas dans le sens, mais dans l'entendement, seul lorsqu'il a des perceptions évidentes*:...

- (12) Descartes, *Meditationes de Prima Philosophia* (Med. II) A. T. VII 34, Atque ecce tandem sponte sum reversus eo quo volebam; nam cum mihi nunc notum sit *ipsamet corpora, non proprie a sensibus, vel ab imaginandi facultate, sed a solo intellectu percipi, nec ex eo percipi quod tangantur aut videantur. sed tantum ex eo quod intelligantur* aperte cognosco nihil facilius aut evidentius mea mente posse a me percipi...
- (13) Descartes, *Principia Philosophiae*, Pars Prima-4 A. T. VIII 5-6 (Cur possumus dubitare de rebus sensibilibus)
- (14) Spinoza, *Tractatus de Intellectus Emendatione*, Spinoza Opera II (hg. von C. Gebhardt) S. 32 (なお、Koyré 版の段落付けでは第84節)
- (15) *S. T. I, 17, 3, Resp.,*... Hac tamen differentia servata, quae supra circa veritatem dicta est, quod falsitas in intellectu esse potest, non solum quia cognitio intellectus falsa est, sed quia intellectus eam cognoscit, sicut et veritatem: in sensu autem falsitas non est ut cognita, ut dictum est.
- (16) *S. T. I, 16, 2, Resp.,* Et propter hoc per conformitatem intellectus et rei veritas definitur. Unde conformitatem istam cognoscere, est cognoscere veritatem. Hanc autem nullo modo sensus cognoscit: licet enim visus habeat similitudinem visibilis, non tamen cognoscit comparationem quae est inter rem visam et id quod ipse apprehendit de ea. Intellectus autem conformitatem sui ad rem intelligibilem cognoscere potest: sed tamen non apprehendit eam secundum quod cognoscit de aliquo quod quid est; sed quando iudicat rem ita se habere sicut est forma quam de re apprehendit, tunc primo cognoscit et dicit verum. Et hoc facit componendo et dividendo.
- (17) 『省察』(*Meditationes*) の「第二省察」における有名な「蜜蠟」の例も示しているように、デカルトは、物体を見ている時でも実は物体よりも自己の精神の方を一層良く認識すると考えている。  
彼は次のように述べている: Quod autem dicam de hac ipsa mente, sive de me ipso? Nihil dum enim aliud admitto in me esse praeter mentem. Quid, inquam, ego qui hanc ceram videor tam distincte percipere? Numquid me ipsum non tantum multo verius, multo certius, sed etiam multo distinctius evidentiusque, cognosco? Nam, si iudico ceram existere, ex eo quod hanc videam, certe multo evidentius efficitur me ipsum etiam existere, ex eo ipso quod hanc videam....(A. T. VII 33)
- (18) カントが『純粋理性批判』で意図したことも、やはりこのような合理主義と

経験主義の克服でもあった、と言えるのではなからうか。

トマスと、やり方は違うが、同じ位置にあって、同じ問題をカントは解こうとしたと見ることも出来る。

### 使用文献

トマス

*Summa Theologiae*; Marietti 版テキスト

デカルト

*Meditationes de Prima Philosophia*; A. T. VII, Vrin 版テキスト

*Principia Philosophiae*; A. T. VIII なお「著者から仏訳者にあてた手紙」(Lettre de l'auteur à celui qui a traduit le livre—Laquelle peut ici servir de préface) は、Pléiade 版に拠った。

スピノザ

*Tractatus de Intellectus Emendatione*; SPINOZA OPERA II, hg. von C. Gebhardt, *Traité de la Réforme de l'entendement*, texte, traduction et notes par A. Koyré (Vrin, Paris)

その他

Karl Jaspers; *Descartes und die Philosophie*, 1937 (Berlin, Leipzig)